

新型コロナウイルス感染症対策(インドネシア政府によるジャワ・バリでの活動制限の延長(内務大臣指示の発出))

令和3年12月16日
在スラバヤ日本国総領事館

- ジャワ・バリでの活動制限が1月3日まで延長されました。
- 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州内38県市のうち、クディリ県等12県市のレベルが引き下げられ、レベル3が8県、レベル2が10県、レベル1が20県市と区分されました。スラバヤ市は引き続きレベル1のままです。
- ジャカルタ首都圏の一部の活動制限レベルが1に引き下げられました。

1. 12月13日、ティト内務大臣は、ジャワ・バリでの活動制限を1月3日まで延長する旨の内務大臣指示(2021年67号)を発出しました。

2. 本内務大臣指示により、当館管轄地域である東ジャワ州では、クディリ県等12県市のレベルが引き下げられ、その結果、東ジャワ州内38県市では、レベル3に8県、レベル2に10県、レベル1に20県市と、それぞれ区分されました。

※東ジャワ州内の県市の活動レベル:

<レベル3:8県>

サンパン県、ジェンベル県、シトウボンド県、スムヌップ県、パメカサン県、バンカラ
ン県、ポノロゴ県、ボンドウオソ県

<レベル2:10県>

ジョンパン県、トゥルンアゲン県、トレンガック県、パスルアン県、バニユワンギ県、ブリ
タル県、プロボリンゴ県、マディウン県、ルマジヤン県、ンガンジュック県

<レベル1:20県市>

クディリ県、クディリ市、グレシック県、シドアルジョ県、スラバヤ市、トゥバン県、パス
ルアン市、パチタン県、パトゥ市、ブリタル市、プロボリンゴ市、ボジョヌゴロ県、マゲタ
ン県、マディウン市、マラン県、マラン市、モジョケルト県、モジョケルト市、ラモンガン
県、ンガウイ県

3. また、同内務大臣指示では、ジャカルタ首都特別州及び首都圏の一部(バンテン
州のタンゲラン県・市、南タンゲラン市、西ジャワ州のブカシ県、ポゴール市、デポック
市)の活動制限レベルが2から1に引き下げられました。西ジャワ州のブカシ市、ポゴ
ール県はレベル2とされています。このほか、中部ジャワ州のスマラン市はレベル1、
西ジャワ州のバンドン市、カラワン県、ジョグジャカルタ特別州、バリ州はレベル2の

ままとされています。

4. ジャワ・バリ内での活動制限レベル1の内容については、11月4日付の当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100255425.pdf>)を参照ください。

5. 活動制限レベル2及び3の地域においては、輸出指向企業及び国内市場指向企業を対象に一定の条件の下で100%の出勤率での活動を認める措置が継続されています(詳細は、9月1日付けの当館お知らせ(<https://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/100229509.pdf>)を参照。)。

6. インドネシアにおける新型コロナウイルス対策のための措置は、突然変更される可能性があります。邦人の皆様におかれても、最新の関連情報の入手に努めてください。居住地・活動地の地方政府が定める対象地域や活動制限の内容については、各地方政府の発表等最新の関連情報の入手に努めてください。(了)